

電気・ガスの契約トラブルに注意
～ウオーターサーバーなど、別サービスを勧誘されるケースも～

相談事例

「県内の電気料金が下がるので、対象地区を訪問している」と言われ、玄関先で説明を受けた。相手は電力会社の代理店を名乗り、検針票の提示を求められたため見せたところ、写真を撮られた。その後、別の電力会社への切り替えを勧められ申し込んだが、さらに浄水型ウオーターサーバーのレンタルや害虫駆除などのサポートサービスの勧誘を受けた。1時間以上にわたる勧誘に押されて契約書にサインしてしまったが、不要なのでクーリング・オフしたい。

アドバイス

- 検針票に書かれた情報は、慎重に取り扱いましょう。
- 契約前に、事業者名や契約内容、料金プラン、解除条件などを必ず確認し、納得してから判断しましょう。



- 契約の意思がない場合は、はっきりと断ることが大切です。
- 電気・ガスの契約をきっかけに、別のサービスを勧められた場合は、本当に必要かどうかよく検討してから契約しましょう。
- 契約後でも、条件によってはクーリング・オフなどができる場合があります。

岡旭市消費生活センター (☎62-8019)